

「ブラックリスト」の正しい理解

ブラックリストとは

一般に「ブラックリスト」と呼ばれるのは、金融業者の加盟している信用情報機関に事故情報として登録されたことを指します。

事故情報とは、支払が長期間遅れたり、特定調停や自己破産などの法的手続をとったことです。ただ、法的手続でなければどの程度を事故情報として取り扱うかは、それぞれの金融業者の裁量といわれています。いったん登録されてしまうと事故の原因が自己破産であれ、他の手続であれ、事故情報としての取り扱いに変わりはありません。

金融業者は新規の融資申込者があると、その信用情報機関での借入状況や支払状況等の情報をチェックしながら、「貸しても大丈夫な相手なのか」の判断材料に利用します。また、顧客の信用の定期的なチェックなどにも利用しています。ちなみに、次のような情報が登録されています。

住所、氏名、生年月日、勤務先
借入日、借入金額、残高、支払状況
延滞、解約の状況
会員である金融業者が照会した照会記録

このように登録がなされてしまうと、5年～7年間は登録情報が抹消されないため、クレジットやローンの申込をしても、審査が通らなくなってしまう。ただ、ブラックリストによる不利益と言えるのは、まさにこの点だけで職場や近所等に知られることはなく、特に社会的制裁のようなものは一切ありません。

また、自分の登録情報がどの信用情報機関にどのように登録されているかは、本人が印鑑と身分証明書(運転免許証など)を持って情報開示請求すれば知らせてくれます。気になる方は、確認してみるのもいいかもしれません。

主な信用情報機関

概ね業界別に次の 3 つに大別されますが、最近ではそれぞれの信用情報機関で情報の交流が行われています。

サラ金系ではブラックで銀行系では無傷であるからといって銀行へ融資の申込をしても審査が通らない結果が出るのはそのためです。

- ・全国銀行個人信用情報センター(全銀協)
- ・株式会社シー・アイ・シー(CIC)
- ・日本信用情報機構(JICC)